

居宅介護支援重要事項説明書

令和6年10月7日改定

1 当所が提供するサービスについての相談窓口

- ・電 話 03-6915-8255 (午前8時30分～午後5時30分)
- ・担 当 介護支援専門員

2 育秀苑指定居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	育秀苑指定居宅介護支援事業所
所在地	東京都練馬区桜台2丁目2番4号
介護保険事業所番号	1372000107
サービスを提供する地域	通常の事業の実施地域は、練馬区全域

*上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	1名		統括	1名
介護支援専門員	4名	2名	居宅介護支援	6名

(3) 営業時間

平日	午前8時30分～午後5時30分
休業日	日・祝・年末年始(12月29日～1月3日)

3 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの経過と主な内容

- (1) 居宅介護支援のお申し込み。
- (2) 利用者の居宅を訪問し、利用者及びご家族に面接して介護計画に必要な調査を行います。
- (3) 居宅介護サービスに関するサービス内容、利用料等の情報を利用者及びご家族に提供します。
- (4) 居宅サービス計画の原案を作成し、利用者及びご家族に説明し同意を得ます。
- (5) 介護サービス事業者との連絡調整を行います。
- (6) 居宅サービス計画に基づき、提供されるサービスについて、経過の把握を行います。
- (7) 居宅サービス計画変更の支援を行います。
- (8) 要介護認定区分変更申請の支援を行います。
- (9) 介護保険施設への入所を希望する場合、事業所の紹介その他の支援を行います。

4 利用料金

(1) 利用料

要介護として認定された方は、介護保険で全額給付されるので自己負担はありません。

保険料の滞納により、保険給付金が直接事業所に支払われない場合、1ヵ月につき下記料金をお支払いいただき、当所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス証明書を後日練馬区の介護保険課窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

居宅介護支援費（Ⅰ） 【居宅介護支援費（Ⅱ）を算定していない事業所】

○居宅介護支援（i）

- ・取扱件数が45未満である場合、または45以上である場合の45未満の部分

要介護1又2 12,380円

要介護3、4又は5 16,085円

○居宅介護支援（ii）

- ・取扱件数が45以上である場合、45以上60未満の部分

要介護1又は2 6,201円

要介護3、4又は5 8,025円

○居宅介護支援（iii）

- ・取扱件数が45以上である場合、60以上の部分

要介護1又は2 3,716円

要介護3、4又は5 4,810円

居宅介護支援費（Ⅱ） 【一定の情報通信機器の活用かつ事務職員の配置がある事業所】

○居宅介護支援（i）

- ・取扱件数が50未満である場合、または50以上である場合の50未満の部分

要介護1又2 12,380円

要介護3、4又は5 16,085円

○居宅介護支援（ii）

- ・取扱件数が50以上である場合、50以上60未満の部分

要介護1又2 6,007円

要介護3、4又は5 7,786円

○居宅介護支援（iii）

- ・取扱件数が50以上である場合、60以上の部分

要介護1又は2 3,602円

要介護3、4又は5 4,674円

加算項目

※厚生労働大臣が定める基準に適合する場合に加算

特定事業所加算（Ⅰ） 5,916円

特定事業所加算（Ⅱ） 4,799円

特定事業所加算（Ⅲ）	3, 682円
特定事業所加算（A）	1, 299円
特定事業所医療介護連携加算	1, 425円
初回加算	3, 420円
通院時情報連携加算	570円
入院時情報連携加算（Ⅰ）	2, 850円
入院時情報連携加算（Ⅱ）	2, 280円

退院・退所加算（Ⅰ）イ	カンファレンス参加：無、連携1回	5, 130円
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	カンファレンス参加：有、連携1回	6, 840円
退院・退所加算（Ⅱ）イ	カンファレンス参加：無、連携2回	6, 840円
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	カンファレンス参加：有、連携2回	8, 550円
退院・退所加算（Ⅲ）	カンファレンス参加：有、連携3回以上	10, 260円
緊急時等居宅カンファレンス加算	2, 280円	
ターミナルマネジメント加算	4, 560円	

※居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことがあります。

※今後発生する料金の変更は契約書別紙にて改定します。

（2）交通費

練馬区内は無料です。それ以外の地域へ介護支援専門員がお伺いする場合は、交通費をいただくことがあります。

（3）解約料

利用者はいつでも解約をすることができ、一切料金はかかりません。ただし、解約時まで発生した交通費の実費については、精算いただくことがあります。

5 サービスの利用方法

（1）サービスの利用開始

まずは、お電話でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。
契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

（2）サービスの終了

1) 利用者の都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

2) 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等のやむを得ない事情により、サービスを終了させていただく場合がございます。

その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業所

をご紹介します。

3) 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ① 利用者が介護保険施設に入所等された場合
- ② 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が要支援または非該当（自立）と認定された時。
- ③ その他

利用者又は家族が事業者や介護支援専門員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合や、身体暴力（たたく等）及び精神的暴力（大声を発する、怒鳴る等）並びにセクシャルハラスメント（必要もなく手や腕をさわる等）のハラスメント行為を行い、その状態が改善されない場合に契約を解約することがあります。

6 事業所の居宅介護支援の特徴

(1) 運営の方針

- 1) 利用者の心身の状況、環境等に応じて可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場にたって援助を行います。
- 2) 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき、保険医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるようにします。
- 3) 提供される各々サービスを公正中立な立場で調整します。
ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介をもとめることができます。またケアプランに位置付けた理由を求めることができます。尚、事業所が前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の各サービスの利用状況は重要事項説明書別紙の通りです。
- 4) 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの緊密な連携を図り、総合的サービスの提供につとめます。
- 5) 事業所は提供した具体的なサービスの内容を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法によりその情報を利用者に提供します。
- 6) 事業所は感染症や非常災害の発生した場合であっても必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築いたします。
- 7) 事業所は、利用者の人権擁護・虐待防止等のために「高齢者虐待の防止・高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の規定を遵守し、職員の人権意識の向上や技術の向上に努めます。

(2) 居宅介護支援の実地概要等

ケアプランの作成の手法については、公正な立場から利用者の皆様に明瞭且適正な課題分析手法を用い、ご希望にそった支援計画を作成いたします。

(3) サービス利用のためのポイント

事 項	有無	備 考
介護支援専門員の変更	○	変更を希望される方はお申し出ください

課題把握の方法	○	厚生労働省の「標準項目」による
研修の実施	○	随時実施します
使用する契約書	○	東京都作成モデル契約書

7 秘密保持・個人情報保護

- (1) 事業者、介護支援専門員および事業者の利用者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する個人情報【個人情報保護規程による】を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- (2) 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めます。
- (3) 事業所が得た利用者および家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその家族や代理人の了解を得るものとします。
- (4) 利用者は本契約の締結により前項の内容の個人情報の使用を了承するものとします。

8 事故発生時の対応

- (1) 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、関係区市町村、地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。
- (2) 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
- (3) 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入します。

9 高齢者虐待防止

事業所は、利用者の人権擁護・虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止の為の対策を検討する委員会(テレビ電話等の活用含)を定期的に開催し職員へ周知します。
- (2) 虐待防止の為の指針を整備します。
- (3) 職員に対し、虐待防止の為の研修を定期的実施します。
- (4) 前号までに掲げる措置を適切に実施する為の担当者を置きます。

10 損害賠償について

事業者は、サービスの提供にともなって、自己の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。利用者及び家族が、事業所に対して故意に損害を与え、又は無断で備品の形状を変更した場合は、その損害を弁償し、又は原状に回復します。

事業者は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1) 利用者又は代理人が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。

- (2) 利用者又は代理人が、利用者へのサービスの実施に当たって必要な事項に関する聴取・確認に対して、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
- (3) 利用者の急激な体調の変化等、事業所の実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合。
- (4) 利用者又は代理人が、事業所の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合。

1 1 サービス内容に関する苦情

- (1) 管理者は、提供した指定居宅介護支援に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者および家族に説明するものとします。

当事業所お客様相談・苦情担当

育秀苑指定居宅介護支援事業所 竹村 徹也

電話 03-6915-8255 FAX 03-6914-9333

- (2) その他の苦情窓口

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等で受け付けています。

①お客様の住所を担当する地域包括支援センター

_____地域包括支援センター 電話 _____

②練馬区福祉部介護保険課 電話 03-3993-1111 (代表)

③練馬区保健福祉サービス苦情調整委員事務局 電話 03-3993-1344

④東京都国民健康保険団体連合会 介護相談指導課 電話 03-6238-0177

1 2 法人の概要

- ・名称 社会福祉法人 育秀会
- ・代表者役職、氏名 理事長 中村 喜江
- ・所在地 電話番号 練馬区桜台2丁目2番8号 03-3557-7637
- ・定款の目的に定めた事業
 - 1) 訪問介護
 - 2) 認知症対応型通所介護
 - 3) 短期入所生活介護
 - 4) 居宅介護支援事業所
 - 5) 介護老人福祉施設
 - 6) 練馬区委託事業 地域包括支援センター等

1 3 第三者評価実施の有無

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業所	所在地	東京都練馬区桜台2丁目2番4号	
	法人名	社会福祉法人 育秀会	
	事業所名	育秀苑指定居宅介護支援事業所	印
	管理者	竹村 徹也	
	説明者	介護支援専門員	

私は、契約書および本書面により、事業所から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、了承しました。

利用者 住所

氏名

代理人 住所

氏名

(本人との続柄)